

一般社団法人いわき市薬剤師会会員規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人いわき市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第6条の規定に基づき、本会の会員の構成、入会及び退会並びに変更に関し、必要な事項を定め、会員の地位の安定を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。なお、定款第5条に規定する正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(正会員の種別)

第3条 正会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員は、日本薬剤師会及び福島県薬剤師会の会員になるものとする。

(準会員)

第4条 準会員は次のとおりとする。

- (1) 準会員は、前条に掲げる者以外で、本会の目的に賛同して入会した薬剤師とする。

(特別会員)

第5条 特別会員は次のとおりとする。

- (1) 特別会員は、前2条に掲げる者以外で、本会で特に必要と認め理事会で承認された者とする。

(入会手続)

第6条 本会の会員になろうとするものは、入会申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、入会金及び当該年度の会費を添えて、本会に提出しなければならない。

ただし、正会員及び準会員にあつては薬剤師免許証の写しを添付し、本会に提出しなければならない。

- 2 会長が不用と認めたときは、添付書類の一部を省略することができる。
- 3 本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に理事会において決定する。
 - (1) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本会の会員であった者で、会員資格を喪失したときの未履行の義務を、履行した者であること。

(3) 入会申込書及び添付された関係書類等から、会員としてふさわしいと認められる個人又は団体であること。

- 4 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）を、入会申込者に通知しなければならない。

(会員名簿)

第7条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める会費規程によるものとする。

(変更)

第9条 会員は、勤務先及び自宅住所等に変更が生じた場合は、速やかに変更報告書（第4号様式）を本会に提出しなければならない。

(退会)

第10条 会員は、退会届（第5号様式）を本会に提出することにより、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。
- 4 前各号により会員資格を喪失した場合、既に納入した会費等は返還しない。
また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴として使用することはできないものとする。

(再入会)

第11条 過去に本会の会員であった者で再入会を希望する場合には、第6条の規定を準用する。

ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納会費等を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

- 2 除名により、会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないものとする。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改 廃)

第13条 この規程を改正、廃止する場合には、理事会の決議を経て、総会の議決により行わなければならない。

附 則

この規程は、一般社団法人いわき市薬剤師会の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。